

周南市徳山駅西駐車場条例制定について

周南市徳山駅西駐車場条例を次のように定める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市徳山駅西駐車場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、周南市徳山駅前賑わい交流施設条例（平成28年周南市条例第号）第2条に規定する周南市徳山駅前賑わい交流施設及びその周辺の駐車需要に応じ、中心市街地において賑わいと交流の場を創出するとともに活性化に寄与するため、周南市徳山駅西駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 周南市徳山駅西駐車場の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
周南市徳山駅西駐車場	周南市御幸通2丁目28番2

(駐車させることができる自動車)

第3条 周南市徳山駅西駐車場（以下「駐車場」という。）に駐車させることができるもの、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表1に定める普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもので、長さ5.0メートル、幅2.5メートル、高さ2.1メートル及び重量2.5トンを超えないものとする。

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が管理上必要があると認めるときは、駐車場の供用時間を変更することができる。

(業務の内容)

第5条 市長は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 駐車場の維持管理に関する業務
- (2) 駐車場の使用及びその制限に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(使用料金の額)

第6条 駐車場の使用に係る料金（以下「使用料金」という。）は、別表に定める額とする。

2 前項の使用料金以上の額に相当する共通駐車サービス券を使用する場合にあっては、これを当該駐車に係る使用料金として取り扱う。

(使用料金の徴収)

第7条 使用料金は、駐車場の使用を終わったときにその使用者から徴収する。

(使用料金の免除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合においては、使用料金を免除する。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が定める自動車
(使用料金の還付)

第9条 既納の使用料金は、還付しない。ただし、市長が還付することが適當と認めたときは、当該使用料金の全部又は一部を還付することができる。

(駐車の拒否)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車を駐車させようとするとき。
- (2) 駐車場の施設及び人体に危険を及ぼすおそれのある物品を積載した自動車を駐車させようとするとき。
- (3) 駐車場の施設その他の物件を毀損するおそれのあるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が駐車場の管理上支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第11条 使用者は、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設その他の物件又は駐車中の自動車を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。
- (3) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
- (4) 飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する行為を行った使用者に対して、駐車場から当該自動車の退去を命ずることができる。

3 前項の規定により生じた費用は、使用者の負担とする。

(休止)

第12条 市長は、駐車場の整備その他の理由により管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害賠償)

第13条 使用者は、駐車場の施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、駐車場の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせることができる。この場合において、第5条（同条第3号を除く。）、第8条（同条第3号を除く。）、第9条、第10条及び第11条第2項の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えて準用する。

(使用料金の収入等)

第15条 前条の規定により指定管理者に駐車場を管理させるときは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市長は、駐車場の使用料金を指定管理者の収入として收受させることができ。

(2) 指定管理者は、使用料金の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て使用料金を別に定めることができる。その額を変更する場合も、同様とする。
(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前においても、指定管理者の指定の手続その他の準備行為は、行うことができる。

別表（第6条関係）

供用時間	金額
午前0時から午後12時まで	1台1回1時間以内は無料とする。1時間を超えた場合は200円とし、使用から2時間を超える30分ごとに100円を加算する。 1台1回の使用において、使用料金が1,500円に達したときは、使用から24時間以内はそれを上限額とし、24時間を超えた場合は、超える30分ごとに100円を加算する。 なお、駐車時間の加算部分に30分未満の端数がある場合は、これを30分として取り扱う。